

別表第1

・特定防火対象物

項	主な建物	点検結果報告の期間
1	イ 劇場、映画館、演芸場、観劇場	
	ロ 公会堂、集会場	
2	イ キャバレー、カフェー、ナイトクラブその他これらに類するもの	1年に1回
	ロ 遊技場、ダンスホール	
3	ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗	
	ニ カラオケボックス、インターネットカフェ、漫画喫茶、個室ビデオ等	
4	イ 待合、料理店その他これらに類するもの	
	ロ 飲食店	
5	百貨店、マーケットその他の物品販売を営む店舗又は展示場	
6	イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの	3年に1回
	ロ 寄宿舎、下宿、共同住宅	
7	イ 特定病院、特定診療所、非特定医療機関(有床系)、非特定医療機関(無床)	1年に1回
	ロ (1)老人短期入所施設等、(2)救護施設、(3)乳児院、(4)障害児入所施設、(5)障害者支援施設等	
	ハ (1)老人デイサービスセンター等、(2)更正施設等、(3)助産施設等、(4)児童発達支援センター等、(5)身体障害者福祉センター等	
	ニ 幼稚園、特別支援学校	
8	小学校、中学校、高等学校、大学、専修学校、各種学校等	3年に1回
9	図書館、博物館、美術館等	
10	イ 公衆浴場のうち、蒸気・熱気浴場(サウナ、スーパー銭湯等)	1年に1回
	ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	
11	車両の停車場、船舶・航空機の発着場	
12	神社、寺院、教会等	
13	イ 工場、作業場	3年に1回
	ロ 映画スタジオ、テレビスタジオ	
14	イ 自動車車庫、駐車場	
	ロ 飛行機又はヘリコプターの格納庫	
15	倉庫	
16	前各号に該当しない事業所(事務所、美容室、針灸院)	
16の2	イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イの防火対象物	1年に1回
	ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	
16の3	地下街	3年に1回
	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)	
17	重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡等の建造物	
18	延長50m以上のアーケード	
19	市町村長の指定する山林	
20	総務省令で定める船車	